

随意契約理由書

件名	広報紙KOBЕ「令和6年5月号への挟み込み」印刷等業務	
契約の相手方	株式会社読売大阪プリントメディア	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、市バス運賃・割引サービスの改定にあたり、広く市民に周知するため、「市バスに乗って、未来へつなごう。」（広報紙KOBЕ令和6年5月号の挟み込み紙面）」を印刷し、挟み込むものである。</p> <p>広報紙KOBЕの印刷業務の受託者である「株式会社 読売大阪プリントメディア」の印刷システムは、他社で印刷された広報物をあとから挟み込む作業に対応していない。したがって、別途印刷した「市バスに乗って、未来へつなごう。」を広報紙KOBЕに挟み込む場合、挟み込む作業が別途発生することになる。</p> <p>また、約84万部という発行部数や広報紙KOBЕの印刷・配送スケジュールを勘案すると、別途挟み込み作業を行うことは、広報紙KOBЕの配布に影響が出ることから不可能である。</p> <p>このため、広報紙KOBЕに「市バスに乗って、未来へつなごう。」を挟み込むためには、広報紙KOBЕと同時に印刷し、挟み込む必要があることから、本業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局経営企画課経営企画係	(電話番号 078-984-0107)